

浜松市規則第 15 号

浜松市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(浜松市職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 浜松市職員の給与に関する規則 (昭和 31 年浜松市規則第 39 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 給与条例第 10 条第 2 項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第 11 条 (略)</p> <p>2 給与条例第 10 条第 2 項の規定による扶養親族には、次の各号のいずれかに該当する者は含まない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年額 130 万円以上 <u>満 18 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者</u> については、<u>年額 150 万円以上</u> の恒常的な所得があると見込まれる者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第 12 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (以下「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間 (給与条例第 12 条第 7 項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。) である定期券の価額</p>	<p>第 12 条の 5 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 給与条例第 12 条第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額 (以下「運賃等相当額」という。) は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が算定基礎期間 (給与条例第 12 条第 5 項に規定する算定基礎期間をいう。以下同じ。) である定期券の価額</p>

(2)・(3) (略)

4 (略)

第12条の5の3 給与条例第12条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 給与条例第12条第2項第2号アに該当する職員 2,000円
- (2) 給与条例第12条第2項第2号イに該当する職員 4,200円
- (3) 給与条例第12条第2項第2号ウに該当する職員 7,300円
- (4) 給与条例第12条第2項第2号エに該当する職員 1万400円
- (5) 給与条例第12条第2項第2号オに該当する職員 1万3,500円
- (6) 給与条例第12条第2項第2号カに該当する職員 1万6,600円
- (7) 給与条例第12条第2項第2号キに該当する職員 1万9,700円
- (8) 給与条例第12条第2項第2号クに該当する職員 2万2,800円
- (9) 給与条例第12条第2項第2号ケに該当する職員 2万5,900円
- (10) 給与条例第12条第2項第2号コに該当する職員 2万9,100円
- (11) 給与条例第12条第2項第2号サに該当する職員 3万2,300円
- (12) 給与条例第12条第2項第2号シに該当する職員 3万5,500円
- (13) 給与条例第12条第2項第2号スに該当する職員 3万8,700円

(2)・(3) (略)

4 (略)

第12条の5の3 給与条例第12条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 1万400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 1万3,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 1万6,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万9,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万2,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万5,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万9,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万2,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万5,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万8,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万2,200円

(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万5,700円

(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万9,200円

(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万2,700円

(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万6,200円

(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万9,600円

(20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 6万3,000円

(21) 片道100キロメートル以上 6万6,400円

第12条の5の5 給与条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（その合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円）

第12条の5の5 給与条例第12条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給与条例第12条第1項第3号に掲げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（その合計額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第12条の5の13 給与条例第12条第7項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第12条の6 (略)

(住居手当)

第12条の7 (略)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第12条の5の13 給与条例第12条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第12条の6 (略)

第12条の6の2 通勤手当の支給は、職員が新たに給与条例第12条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった場合においては、それぞれその者が離職し、死亡し、又は同項の職員たる要件を具備しなくなった日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 通勤手当を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）、増額すべき事実が生じるに至った場合においては、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

(住居手当)

第12条の7 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第24条 (略)

2 給与条例第19条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第8に掲げる職に係る同表の区分及び第22条の2第1項第2号から第4号までに掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種から4種まで 1万2,000円

(2) 5種及び第22条の2第1項第2号に掲げる職 1万円

(3) 6種 8,000円

(4) 7種から11種まで並びに第22条の2第1項第3号及び第4号に掲げる職 7,000円

3 給与条例第19条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第8に掲げる職に係る同表の区分及び第22条の2第1項第2号から第4号までに掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種から4種まで 6,000円

(2) 5種及び第22条の2第1項第2号に掲げる職 5,000円

(3) 6種 4,000円

(4) 7種から11種まで並びに第22条の2第1項第3号及び第4号に掲げる職 3,500円

4 (略)

(手当の支給日)

第26条 (略)

2 (略)

3 第12条の5の12に規定する通勤手当は、第12条の4の規定により改定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その月)の給料の支給日に支

(管理職員特別勤務手当)

第24条 (略)

2 給与条例第19条の2第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第8に掲げる職に係る同表の区分及び第22条の2第1項第2号から第4号までに掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種から5種まで 1万2,000円

(2) 6種及び第22条の2第1項第2号に掲げる職 1万円

(3) 7種 8,000円

(4) 8種から12種まで並びに第22条の2第1項第3号及び第4号に掲げる職 7,000円

3 給与条例第19条の2第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる別表第8に掲げる職に係る同表の区分及び第22条の2第1項第2号から第4号までに掲げる職に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1種から5種まで 6,000円

(2) 6種及び第22条の2第1項第2号に掲げる職 5,000円

(3) 7種 4,000円

(4) 8種から12種まで並びに第22条の2第1項第3号及び第4号に掲げる職 3,500円

4 (略)

(手当の支給日)

第26条 (略)

2 (略)

3 第12条の5の12に規定する通勤手当は、第12条の4の規定により改定された日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の給料の

給する。

別表第1（第2条関係）

職務の級	職務の内容
	(略)
9級	(1) 技術統括監の職務 (2)～(5) (略)

別表第8（第22条の2・第24条関係）

支給対象者		区分
市長事務部局	(略)	
	危機管理監 市長公室長 部長 保健所長 ウエルネス推進事業本部長 会計管理者 区長 区危機管理監	2種
	担当部長	3種
	参与	4種
	危機管理監代理 次長 福祉事業所長 保健所副所長 副区長	5種
	参事 本庁の課長 中央図書館長 ウエルネス推進事業本部 副本部長 東京事務所長 博物館長 美術館長 障害者更生相談所長 精神保健福祉センター所長 看護専門学校副校長 保健環境研究所長 佐久間病院事務長 中央健康づくりセンター 所長 浜名健康づくりセンター 所長 天竜健康づくりセンター 所長 動物愛護教育センター所長 保健所浜北支所長 児童相談所長	6種

支給日に支給する。

別表第1（第2条関係）

職務の級	職務の内容
	(略)
9級	(1)～(4) (略)
10級	技術統括監の職務

別表第8（第22条の2・第24条関係）

支給対象者		区分
市長事務部局	(略)	
	危機管理監 市長公室長 部長 保健所長 ウエルネス推進事業本部長 会計管理者 区長 区危機管理監	3種
	担当部長	4種
	参与	5種
	危機管理監代理 次長 福祉事業所長 保健所副所長 副区長	6種
	参事 本庁の課長 中央図書館長 ウエルネス推進事業本部 副本部長 東京事務所長 博物館長 美術館長 障害者更生相談所長 精神保健福祉センター所長 看護専門学校副校長 保健環境研究所長 佐久間病院事務長 中央健康づくりセンター 所長 浜名健康づくりセンター 所長 天竜健康づくりセンター 所長 動物愛護教育センター所長 保健所浜北支所長 児童相談所長	7種

平和清掃事業所長 天竜清掃事業所長 中央卸売市場長 食肉地方卸売市場長 北部都市整備事務所長 動物園長 公園管理事務所長 中央土木整備事務所長 浜名土木整備事務所長 天竜土木整備事務所長 担当課長	
副参事	7種
区役所の課長 区会計管理者 東行政センター所長 西行政センター所長 南行政センター所長 北行政センター所長 舞阪支所長 引佐支所長 三ヶ日支所長 春野支所長 佐久間支所長 水窪支所長 龍山支所長 地域危機管理監	8種
専門監	9種
本庁の課長補佐 中央図書館長補佐 東京事務所副所長 博物館長補佐 美術館長補佐 障害者更生相談所副所長 精神保健福祉センター副 所長 保健環境研究所副所長 佐久間病院事務長補佐 佐久間病院看護師長 中央健康づくりセンター 副所長 浜名健康づくりセンター 副所長 天竜健康づくりセンター 副所長 動物愛護教育センター副 所長 保健所浜北支所長補佐 児童相談所副所長 平和清掃事業所副所長 天竜清掃事業所副所長 中央卸売市場長補佐 食肉地方卸売市場長補佐 北部都市整備事務所副所 長	10種

平和清掃事業所長 天竜清掃事業所長 中央卸売市場長 食肉地方卸売市場長 北部都市整備事務所長 動物園長 公園管理事務所長 中央土木整備事務所長 浜名土木整備事務所長 天竜土木整備事務所長 担当課長	
副参事	8種
区役所の課長 区会計管理者 東行政センター所長 西行政センター所長 南行政センター所長 北行政センター所長 舞阪支所長 引佐支所長 三ヶ日支所長 春野支所長 佐久間支所長 水窪支所長 龍山支所長 地域危機管理監	9種
専門監	10種
本庁の課長補佐 中央図書館長補佐 東京事務所副所長 博物館長補佐 美術館長補佐 障害者更生相談所副所長 精神保健福祉センター副 所長 保健環境研究所副所長 佐久間病院事務長補佐 佐久間病院看護師長 中央健康づくりセンター 副所長 浜名健康づくりセンター 副所長 天竜健康づくりセンター 副所長 動物愛護教育センター副 所長 保健所浜北支所長補佐 児童相談所副所長 平和清掃事業所副所長 天竜清掃事業所副所長 中央卸売市場長補佐 食肉地方卸売市場長補佐 北部都市整備事務所副所 長	11種

	動物園長補佐 公園管理事務所副所長 中央土木整備事務所副所長 浜名土木整備事務所副所長 天竜土木整備事務所副所長	
	区役所の課長補佐 東行政センター副所長 西行政センター副所長 南行政センター副所長 北行政センター副所長 舞阪支所長補佐 引佐支所長補佐 三ヶ日支所長補佐 春野支所長補佐 佐久間支所長補佐 水窪支所長補佐 龍山支所長補佐	11種
議会事務局	事務局長	2種
	参与	4種
	次長	5種
	参事 課長	6種
	副参事	7種
	専門監	9種
	課長補佐	10種
市選挙管理委員会事務局	参与	4種
	事務局長	5種
	参事 次長	6種
	副参事	7種
	専門監	9種
区選挙管理委員会事務局	参与	4種
	事務局長 参事	6種
	副参事	7種
	事務長	8種
	専門監	9種
	事務長補佐	11種
人事委員会事務局	参与	4種
	事務局長	5種
	参事 次長	6種
	副参事	7種
	専門監	9種
	次長補佐	10種
監査事務局	参与	4種
	事務局長	5種
	参事 次長	6種

	動物園長補佐 公園管理事務所副所長 中央土木整備事務所副所長 浜名土木整備事務所副所長 天竜土木整備事務所副所長	
	区役所の課長補佐 東行政センター副所長 西行政センター副所長 南行政センター副所長 北行政センター副所長 舞阪支所長補佐 引佐支所長補佐 三ヶ日支所長補佐 春野支所長補佐 佐久間支所長補佐 水窪支所長補佐 龍山支所長補佐	12種
議会事務局	事務局長	3種
	参与	5種
	次長	6種
	参事 課長	7種
	副参事	8種
	専門監	10種
	課長補佐	11種
市選挙管理委員会事務局	参与	5種
	事務局長	6種
	参事 次長	7種
	副参事	8種
	専門監	10種
区選挙管理委員会事務局	参与	5種
	事務局長 参事	7種
	副参事	8種
	事務長	9種
	専門監	10種
	事務長補佐	12種
人事委員会事務局	参与	5種
	事務局長	6種
	参事 次長	7種
	副参事	8種
	専門監	10種
	次長補佐	11種
監査事務局	参与	5種
	事務局長	6種
	参事 次長	7種

	副参事	7種
	専門監	9種
	次長補佐	10種
農業委員会事務局	参与	4種
	事務局長	5種
	参事 次長	6種
	副参事	7種
	専門監	9種
教育委員会事務局	部長	2種
	参与	4種
	次長	5種
	参事 課長 担当課長	6種
	副参事	7種
	専門監	9種
	課長補佐	10種
	教育機関	教育センター所長 高等学校事務長
専門監		9種
教育センター副所長		10種
消防機関	消防長	2種
	参与	4種
	消防次長 消防署長	5種
	参事 課長 担当課長 副署長（任命権者が定める者に限る。）	6種
	副参事	7種
	副署長	8種
	消防航空隊長 専門監	9種
	課長補佐	10種

備考（略）

別表第9（第22条の2関係）

区分	支給額
1種	(略)
2種	(略)
3種	(略)
4種	(略)
5種	(略)
6種	(略)
7種	(略)
8種	(略)
9種	(略)
10種	(略)

	副参事	8種
	専門監	10種
	次長補佐	11種
農業委員会事務局	参与	5種
	事務局長	6種
	参事 次長	7種
	副参事	8種
	専門監	10種
教育委員会事務局	部長	3種
	参与	5種
	次長	6種
	参事 課長 担当課長	7種
	副参事	8種
	専門監	10種
	課長補佐	11種
	教育機関	教育センター所長 高等学校事務長
専門監		10種
教育センター副所長		11種
消防機関		消防長
消防機関	参与	5種
	消防次長 消防署長	6種
	参事 課長 担当課長 副署長（任命権者が定める者に限る。）	7種
	副参事	8種
	副署長	9種
	消防航空隊長 専門監	10種
	課長補佐	11種

備考（略）

別表第9（第22条の2関係）

区分	支給額
1種	139,300円
2種	(略)
3種	(略)
4種	(略)
5種	(略)
6種	(略)
7種	(略)
8種	(略)
9種	(略)
10種	(略)
11種	(略)

11種	(略)	12種	(略)
-----	-----	-----	-----

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表を次のように改める。

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		
36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		

40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38				
67	28	42	40	59	38				
68	28	42	40	60	38				
69	29	43	41	60	39				
70	29	43	41	60	39				
71	29	44	41	60	39				
72	30	44	42	60	39				
73	30	45	42	61	39				
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				
78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46	68					
87	35	47	46	69					
88	35	48	46	70					

89	35	48	47	71					
90	36	48	47	72					
91	36	48	47	73					
92	36	48	47	74					
93	37	49	47	75					
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							
120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

別表第4の2の1の表を次のように改める。

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	21	21	9	13	17	12	1	1
2	33	22	22	10	14	18	17	2	2
3	33	23	23	11	15	19	21	3	3
4	34	24	24	12	16	20	28	4	9
5	35	25	25	13	17	22	45	9	9
6	36	26	26	14	18	24	45	9	9
7	38	27	27	15	19	26	45	9	9

8	39	28	28	16	20	28	45	9	9
9	41	29	29	17	21	30	45	9	
10	42	30	30	18	22	32			
11	43	31	31	19	23	34			
12	44	32	32	20	24	36			
13	45	33	33	21	25	40			
14	46	34	34	22	26	44			
15	47	35	35	23	27	65			
16	48	36	36	24	28	65			
17	49	37	37	25	29	65			
18	50	38	38	26	30	65			
19	51	39	39	27	31	65			
20	52	40	40	28	32	65			
21	54	41	41	29	33	65			
22	56	42	42	30	34	65			
23	58	43	43	31	35	65			
24	60	44	44	32	36	65			
25	62	45	45	33	37	65			
26	64	46	46	34	38	65			
27	66	47	47	35	39	65			
28	68	48	48	36	40	65			
29	71	49	49	37	42	65			
30	74	50	50	38	44	65			
31	77	51	51	39	46	65			
32	80	52	52	40	48	65			
33	83	54	53	41	50	65			
34	86	56	54	42	52	65			
35	89	58	55	43	54	65			
36	92	60	56	44	56	65			
37	93	61	59	45	58	65			
38	93	62	62	46	68	65			
39	93	63	65	47	80	65			
40	93	64	68	48	84	65			
41	93	66	71	49	85	65			
42	93	68	74	50	85	65			
43	93	70	77	51	85	65			
44	93	72	80	52	85	65			
45	93	77	84	53	85	65			
46	93	82	88	54	85				
47	93	87	95	55	85				
48	93	92	102	56	85				
49	93	97	109	57	85				
50	93	102	109	58	85				
51	93	107	109	59	85				
52	93	116	109	60	85				
53	93	125	109	61	85				
54	93	125	109	62	85				
55	93	125	109	63	85				
56	93	125	109	64	85				

57	93	125	109	65	85				
58	93	125	109	66	85				
59	93	125	109	67	85				
60	93	125	109	72	85				
61	93	125	109	77	85				
62	93	125	109	80	85				
63	93	125	109	81	85				
64	93	125	109	82	85				
65	93	125	109	83	85				
66	93	125	109	84					
67	93	125	109	85					
68	93	125	109	86					
69	93	125	109	87					
70	93	125	109	88					
71	93	125	109	89					
72	93	125	109	90					
73	93	125	109	91					
74	93	125	109	92					
75	93	125	109	93					
76	93	125	109	93					
77	93	125	109	93					
78	93	125	109	93					
79	93	125	109	93					
80	93	125	109	93					
81	93	125	109	93					
82	93	125	109	93					
83	93	125	109	93					
84	93	125	109	93					
85	93	125	109	93					
86	93	125	109						
87	93	125	109						
88	93	125	109						
89	93	125	109						
90	93	125	109						
91	93	125	109						
92	93	125	109						
93	93	125	109						
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							

106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93								
111	93								
112	93								
113	93								
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								
120	93								
121	93								
122	93								
123	93								
124	93								
125	93								

(浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 浜松市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年浜松市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第5条の3関係)			別表第1(第5条の3関係)		
職員		加算割合	職員		加算割合
行政職 給料表	8級及び9級の職務の級にあ る職員	(略)	行政職 給料表	8級、9級及び10級の職務の 級にある職員	(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 浜松市技能労務職員の給与に関する規則(平成16年浜松市規則第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)	(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)
第13条 臨時的任用職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、行政職職員の給与条例第25条の規定の適用を受ける臨時的任用職員の例による。この場合において、同	第13条 臨時的任用職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、行政職職員の給与条例第25条の規定の適用を受ける臨時的任用職員の例による。この場合において、同

<p>条第1項中「行政職給料表の職務の級の<u>9級</u>」とあるのは、「技能労務職給料表の職務の級の5級」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>条第1項中「行政職給料表の職務の級の<u>10級</u>」とあるのは、「技能労務職給料表の職務の級の5級」とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員の旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 浜松市職員の旅費に関する条例施行規則（昭和35年浜松市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第1条の2関係）					別表第1（第1条の2関係）				
区分	給料表の区分				区分	給料表の区分			
	医療職給料表	小学校 中学校 等教育 職給料 表	高等学 校等教 育職給 料表	技能労 務職給 料表		医療職 給料表	小学校 中学校 等教育 職給料 表	高等学 校等教 育職給 料表	技能労 務職給 料表
行政職給料表9級	(略)				<u>行政職給料表10級</u>				
(略)					行政職給料表9級	(略)			
	(略)				(略)				
備考 (略)					備考 (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第6条 浜松市職員退職手当支給条例施行規則（昭和50年浜松市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の区分)</p> <p>第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表その1から<u>その4</u>までの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において</p>	<p>(職員の区分)</p> <p>第5条 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表その1から<u>その5</u>までの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月において</p>

これらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

別表（第5条関係）

その1 平成8年4月1日から平成16年6月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	(略)
第2号 区分	(略)
第3号 区分	(略)
第4号 区分	(略)
第5号 区分	(略)
第6号 区分	(1) 平成8年4月以後平成16年6月以前の給与条例別表第1の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの又は4級であったもの（第5号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) (略)
第7号 区分	(1) 平成8年4月以後平成16年6月以前の給与条例別表第1の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) (略)
第8号 区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

その2 平成16年7月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	(略)
第2号 区分	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表

これらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

別表（第5条関係）

その1 平成8年4月1日から平成16年6月30日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号 区分	(略)
第3号 区分	(略)
第4号 区分	(略)
第5号 区分	(略)
第6号 区分	(略)
第7号 区分	(1) 平成8年4月以後平成16年6月以前の給与条例別表第1の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの又は4級であったもの（第6号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) (略)
第8号 区分	(1) 平成8年4月以後平成16年6月以前の給与条例別表第1の一般職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの（第7号区分の項第1号に掲げる者を除く。） (2) (略)
第9号 区分	第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

その2 平成16年7月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第2号 区分	(略)
第3号 区分	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表

	の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第1号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (3) (略)
<u>第3号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第4号区分</u>	(略)
<u>第5号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（ <u>第4号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第6号区分</u>	(略)
<u>第7号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの又は2級であったもの（ <u>第6号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第8号区分</u>	<u>第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</u>

その3 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

<u>第1号区分</u>	(略)
<u>第2号区分</u>	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第1号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (4) (略)
<u>第3号</u>	(1) (略)

	の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第2号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (3) (略)
<u>第4号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第5号区分</u>	(略)
<u>第6号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（ <u>第5号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第7号区分</u>	(略)
<u>第8号区分</u>	(1) (略) (2) 平成17年7月以後平成18年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの又は2級であったもの（ <u>第7号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。） (3) (略)
<u>第9号区分</u>	<u>第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</u>

その3 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

<u>第2号区分</u>	(略)
<u>第3号区分</u>	(1)・(2) (略) (3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（ <u>第2号区分の項第2号</u> に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (4) (略)
<u>第4号</u>	(1) (略)

区分	<p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第2号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (略)</p>	区分	<p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第3号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (略)</p>
第4号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（<u>第3号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	第5号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（<u>第4号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
第5号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの（<u>第3号区分の項第2号及び第4号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	第6号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの（<u>第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p>
第6号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（<u>第5号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（<u>第5号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (略)</p>	第7号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（<u>第6号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(3) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第3の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（<u>第6号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) (略)</p>
第7号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長の定めるもの又は2級であったもの（<u>第5号区分の項第2号及び第6号区分の項第2号</u>に掲げる者を除</p>	第8号区分	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 平成18年4月以後平成29年3月以前の給与条例別表第2の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長の定めるもの又は2級であったもの（<u>第6号区分の項第2号及び第7号区分の項第2号</u>に掲げる者を除</p>

	く。)のうち市長の定めるもの (3)・(4) (略)
第8号 区分	第1号区分から第7号区分までのいずれ の職員の区分にも属しないこととなる 者

その4 平成29年4月1日以後の基礎在
職期間における職員の区分についての表

第1号 区分	(1) 平成29年4月1日以後適用されてい る浜松市職員の給与に関する条例 (以下「平成29年4月以後の給与条 例」という。)別表第1の行政職給 料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が9級であったもの (2) 平成29年4月以後の給与条例別表 第2の医療職給料表の適用を受けて いた者でその属する職務の級が4級 であったものうち市長の定めるも の又は5級であったもの (3) 平成29年4月1日以後適用されてい る浜松市教育職員の給与に関する条 例(平成29年浜松市条例第34号。以 下「平成29年4月以後の教育職員給 与条例」という。)別表第1の小学 校中学校等教育職給料表の適用を受 けていた者でその属する職務の級が 4級であったものうち市長の定め るもの (4) 平成29年4月以後の教育職員給与 条例別表第2の高等学校等教育職給 料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が4級であったもの うち市長の定めるもの (5) (略)
第2号 区分	(1) 平成29年4月以後の給与条例別表 第1の行政職給料表の適用を受けて いた者でその属する職務の級が8級 であったもの (2) 平成29年4月以後の給与条例別表 第2の医療職給料表の適用を受けて いた者でその属する職務の級が4級 であったもの(第1号区分の項第2号 に掲げる者を除く。)のうち市長の 定めるもの (3) 平成29年4月以後の教育職員給与 条例別表第1の小学校中学校等教育 職給料表の適用を受けていた者でそ

	く。)のうち市長の定めるもの (3)・(4) (略)
第9号 区分	第2号区分から第8号区分までのいずれ の職員の区分にも属しないこととなる 者

その4 平成29年4月1日から令和8年
3月31日までの間の基礎在職期間にお
ける職員の区分についての表

第2号 区分	(1) 平成29年4月1日から令和8年3月31 日までの間において適用されていた 浜松市職員の給与に関する条例(以 下「平成29年4月以後令和8年3月以 前の給与条例」という。)別表第1 の行政職給料表の適用を受けていた 者でその属する職務の級が9級であ ったもの (2) 平成29年4月以後令和8年3月以前 の給与条例別表第2の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する 職務の級が4級であったものうち 市長の定めるもの又は5級であった もの (3) 平成29年4月1日から令和8年3月31 日までの間において適用されていた 浜松市教育職員の給与に関する条 例(平成29年浜松市条例第34号。以 下「平成29年4月以後令和8年3月以 前の教育職員給与条例」という。)別 表第1の小学校中学校等教育職給 料表の適用を受けていた者でその属 する職務の級が4級であったもの うち市長の定めるもの (4) 平成29年4月以後令和8年3月以前 の教育職員給与条例別表第2の高等 学校等教育職給料表の適用を受けて いた者でその属する職務の級が4級 であったものうち市長の定めるも の (5) (略)
第3号 区分	(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前 の給与条例別表第1の行政職給料表 の適用を受けていた者でその属する 職務の級が8級であったもの (2) 平成29年4月以後令和8年3月以前 の給与条例別表第2の医療職給料表 の適用を受けていた者でその属する 職務の級が4級であったもの(第2号 区分の項第2号に掲げる者を除 く。)のうち市長の定めるもの (3) 平成29年4月以後令和8年3月以前 の教育職員給与条例別表第1の小学 校中学校等教育職給料表の適用を受

	<p>の属する職務の級が4級であったもの（<u>第1号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第1号区分の項第4号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(5) (略)</p>		<p>けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第2号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第2号区分の項第4号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(5) (略)</p>
<u>第3号区分</u>	<p>(1) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第1号区分の項第2号及び第2号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第1号区分の項第3号及び第2号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第1号区分の項第4号及び第2号区分の項第4号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) (略)</p>	<u>第4号区分</u>	<p>(1) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもの（<u>第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち市長の定めるもの又は4級であったもの（<u>第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号</u>に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) (略)</p>
<u>第4号区分</u>	<p>(1) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの（<u>第3号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p>	<u>第5号区分</u>	<p>(1) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったもの（<u>第4号区分の項第3号</u>に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p>

	<p>(4) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</u></p> <p>(5) (略)</p>		<p>(4) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</u></p> <p>(5) (略)</p>
第5号区分	<p>(1) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u></p> <p>(2) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの</u></p> <p>(3) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの、特2級であったもの又は3級であったもの（第3号区分の項第3号及び第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(4) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの又は3級であったもの（第3号区分の項第4号及び第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(5) (略)</p>	第6号区分	<p>(1) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</u></p> <p>(2) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの</u></p> <p>(3) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの、特2級であったもの又は3級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(4) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの又は3級であったもの（第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(5) (略)</p>
第6号区分	<p>(1) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>(2) <u>平成29年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</u></p> <p>(4) <u>平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給</u></p>	第7号区分	<p>(1) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</u></p> <p>(2) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</u></p> <p>(4) <u>平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等</u></p>

	料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (5) (略)
第7号区分	(1) 平成29年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成29年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの (3) 平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第5号区分の項第3号及び第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (4) 平成29年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの又は2級であったもの（第5号区分の項第4号及び第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (5) (略)
第8号区分	第1号区分から第7号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

	学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (5) (略)
第8号区分	(1) 平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成29年4月以後令和8年3月以前の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの (3) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第3号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (4) 平成29年4月以後令和8年3月以前の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの又は2級であったもの（第6号区分の項第4号及び第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの (5) (略)
第9号区分	第2号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

その5 令和8年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	令和8年4月1日以後適用されている浜松市職員の給与に関する条例（以下「令和8年4月以後の給与条例」という。）別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの
第2号区分	(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの (2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったものうち市長の定めるもの

	<p>又は5級であったもの</p> <p>(3) 令和8年4月1日以後適用されている浜松市教育職員の給与に関する条例（以下「令和8年4月以後の教育職員給与条例」という。）別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち市長の定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第3号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第2号区分の項第2号及び第3号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>

	<p>のうち市長の定めるもの又は4級であったもの（第2号区分の項第3号及び第3号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったものうち市長の定めるもの又は4級であったもの（第2号区分の項第4号及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの、特2級であったもの又は3級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料</p>

	<p>表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったものうち市長の定めるもの又は3級であったもの（第4号区分の項第4号及び第5号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第2号に掲げる者を除く。）</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>(1) 令和8年4月以後の給与条例別表第1の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 令和8年4月以後の給与条例別表第2の医療職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの</p> <p>(3) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第1の小学校中学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第6号区分の項第3号及び第7号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p> <p>(4) 令和8年4月以後の教育職員給与条例別表第2の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち市長の定めるもの又は2級であったもの（第6号区分の項第4号及び第7号区分の項第4号に掲げる者を除く。）のうち市長の定めるもの</p>

	(5) 前各号に掲げる者に準じるものとして市長の定めるもの
第9号 区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。